

意見書案第 28 号

社会保障・税一体改革成案の撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 23 年 12 月 12 日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹 間 幸 一
	〃	市 古 映 美
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	宮 原 春 夫
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	猪 股 美 恵

## 社会保障・税一体改革成案の撤回を求める意見書

政府・与党社会保障改革検討本部において、社会保障と税の一体改革の具体的方向を取りまとめたものとして、経済状況の好転を条件に2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げることとした社会保障・税一体改革成案が本年6月に決定された。

しかしながら、その中で社会保障改革の主な項目として掲げられている高齢者医療制度における医療費の自己負担割合の見直し、年金の支給開始年齢の引上げなどは、容赦のない社会保障の切捨てである。

一方、低所得者層ほど負担が重くなる逆進性の強い消費税の増税は、社会保障で支えるべき人に重い負担を課すことになるため、社会保障の財源を確保する方策として適当であるとは言えない。

このように社会保障の所得再分配の機能を台無しにする消費税の増税は、中小企業にとってもその負担は極めて重く、より一層の景気悪化を招く原因となる。

なお、社会保障の財源については、軍事費を始めとする不要不急の経費や大企業と大資産家への行き過ぎた減税を見直すことにより確保すべきである。

現在、東日本大震災からの復興に国民を挙げて取り組んでいるさなかで、その長期化も予想される時に、消費税を増税し、社会保障を後退させることは、国民の意欲を減退させ、暮らしと経済に大打撃を与えることは明らかである。

よって、国におかれては、社会保障・税一体改革成案を撤回し、方針を転換されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣